

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルヤ草加柳島店

埼玉県草加市柳島五百八番地一

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 五二台

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から午後七時三十分

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）第一駐車場 午前八時四十五分から午後七時四十五分

第二駐車場 午前八時四十五分から午後七時四十五分

（変更後）第一駐車場 午前八時四十五分から午後十時

第二駐車場 午前八時四十五分から午後十時

第三駐車場 午前八時四十五分から午後十時

ハ 変更年月日

平成三十一年八月五日外

二 届出年月日

平成三十年十二月四日

三 縦覧期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成三十年十二月十四日から平成三十一年四月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課